

平成29年度学校いじめ防止基本方針

岩手県立久慈東高等学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」ものであると認識するとともに、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめの予防・解決のためには、生徒理解に努めながら生徒指導の充実を図るとともに、生徒が楽しく学びつつ生き生きとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。また、いじめを含め、生徒の様々な問題行動等への対応については、関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応を旨としたサポート体制により、問題を抱える生徒一人ひとりに応じた支援や指導を、積極的に進めていく必要がある。

2 いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの基本的認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

- (1) 職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図る。
- (2) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安全・安心な学校生活を保障する。
- (3) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる教育活動を推進する。
- (4) 教師はわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (5) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (6) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動を行う。

- (7) スクールカウンセラー、相談員、支援員等を積極的に活用して相談に当たる。
- (8) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に対する生徒の自主的な活動への支援を行う。

2 生徒に培う力とその取り組み

- (1) 自他共にかけがえのない命を与えられ、社会の中で生きていることを理解し、相互に尊重しあう思いやりの心を育むとともに他者との絆づくりを促す。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題解決に向けてどう関わったらいいか考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題を話し合いにより解決する活動を通して、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、意見の相違や多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止策を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、教育相談課主任、養護教諭
スクールカウンセラー、当該HR正担任

※スクールカウンセラー等、外部専門家の参画については、可能な範囲とする。

(2) 取り組み内容

- ①いじめ防止基本方針の策定、指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- ②いじめに関わる研修会の企画立案
- ③未然防止・早期発見の取り組み
- ④いじめアンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・各学年の状況報告等）
- ⑤いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

平常時は、いじめアンケート実施後に教育相談課主催の情報交換会と同時開催する。いじめ事案の発生時は緊急開催とし、事態の収束まで随時開催する。

4 生徒の主体的な取り組み

- (1) 生徒会による「いじめ撲滅」や「STOPいじめ作戦」等の取り組み
- (2) いじめ防止標語・ポスターの作成
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や学級活動等の取り組み
- (4) 人権啓発・いじめ撲滅等の各種イベントへの参加

5 家庭・地域との連携等

- (1) 学校いじめ防止基本方針をホームページ等に掲載して広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議において、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取り組みについて、生徒課通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。また、子どもの変化に気づいてもらうための資料等を配布する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を指導計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関

する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会の実施
- (2) いじめの問題に対する取り組みについての自己診断

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルに悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に留意する。
- (2) 日常の観察では、いじめ行為の発見だけではなく、生徒の表情や行動の変化にも注意する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努力する。
- (4) 遊びや悪ふざけのように見受けられる行為や、部活動の練習を装う行為の中に、いじめとして把握しにくいものもあるので、教職員間で密に情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行うとともに、必要に応じて保護者の協力を得て対応に当たる。
- (6) 地域や関係機関との連携を深めるとともに、定期的な情報交換を行う。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象としたいじめアンケート調査 年4回実施（6月、9月、11月、2月）
- (2) 教育相談による生徒からの聞き取り調査 随時

3 いじめ等の相談窓口

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることで、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。また、いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員が迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。なお、本校のいじめ等の相談窓口は、下記のとおりとする。

◆日常のいじめ相談（生徒および保護者）	全教職員が対応
◆スクールカウンセラーの活用	教育相談課・養護教諭
◆地域からのいじめ相談窓口	副校長
◆インターネットを通じて行われるいじめ相談	学校または久慈警察署
※市町村設置の相談窓口	久慈市少年センター 0194-52-2111
※24時間いじめ相談電話（県教委）	019-623-7830（24時間対応）

4 地域や家庭との連携について

P T A総会や三者面談等において学校の取り組みを説明し、保護者の理解と協力を得ながらいじめの予防と早期発見に努める。また、学校ホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取り組みを紹介して理解と協力を求める。

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

1 素早い事実確認・報告・相談

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) 全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得ながら関係機関・専門機関と連携して対応にあたる。

2 被害者を守る姿勢・加害者への指導

- (1) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考える。また、いじめている側の生徒には、教育的な配慮をしながら毅然とした態度で指導にあたる。
- (2) いじめ問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、生徒の社会性の向上等、人権意識の高揚と人格の形成に重きを置いた指導を行う。

3 いじめの発見・通報を受けての組織的対応（別表）

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を確認する。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ問題対策委員会」を開催し、校長以下、全ての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事実について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、客観的な事実関係を把握して、その内容を記録する。
- (5) いじめの事実が確認された場合、いじめを止めさせるとともに、再発防止のめにいじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者の同意を得ながら、一定期間、別室等で学習する措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携して指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切にいじめを行った生徒に懲戒を加える。

4 被害生徒及び加害生徒の保護者に対する対応

- (1) いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校に説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等に留意する。
- (2) いじめた生徒の保護者と連絡をとり、指導内容の経過報告をするとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導に生かす。

5 集団へのはたらきかけ

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等の当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという意識を醸成し、いじめを許さない態度を示すことができるように促す。
- (3) 全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進められるよう、教職員が連携して支援する。

6 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、岩手県教育委員会及び所轄の久慈警察署と連携して対処する。

7 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を介して行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ、問題対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、岩手県教育委員会や所轄の久慈警察署と連携し、プロバイダ等に情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の久慈警察署に通報して援助を求めるとともに、「いじめ問題対策協議会」を開催して対応に当たる。
- (3) インターネットへの利用については、パソコン及び携帯電話やスマートフォン等によるもの大半であることから、その使用について家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは【いじめ防止対策推進法第28条】

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者である岩手県教育委員会に報告する。
- (2) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

- (1) 学校が調査の主体となる場合は、学校の設置者である岩手県教育委員会の指導・支援のもと「いじめ問題対策委員会」が中心となり、全教職員体制で速やかに行う。その際、関係機関や専門家等の参画による「いじめ問題対策協議会」立ち上げ、調査の公平性・中立性を確保するとともに専門的な見地からの助言を受ける。なお、調査については、IVの1から7に準じて行う。
- (2) 学校の設置者である岩手県教育委員会が調査の主体となる場合は、設置者の指示のもと、資料の提出等、調査に協力する。

VI 学校評価

1 いじめ問題への対応と評価の基本的な考え

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを適正に評価する。

- ◆いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること
- ◆いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること

2 校内におけるいじめの防止に対するPDCAサイクル

計画→実施→評価→改善の手順により、いじめ事案への対応と措置の改善を図る。

Ⅶ その他

1 生徒とのふれあい

学校、学級内においていじめを許さない雰囲気をつくるとともに、生徒が教職員に相談しやすい環境を整えることに努め、信頼関係を築くことができるように配慮する。

2 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えることで校務の効率化を図る。

3 地域や家庭との連携等

いじめ防止等に関わる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開して理解を得るとともに、意見や要望を受けて、いじめ問題の未然防止に役立てる。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携して協働する体制を構築する。